

東京都公安委員会告示第2093号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年5月27日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名  
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先  
江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟  
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限  
令和8年6月26日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

有限会社 ダイユー  
株式会社 FORIMO  
株式会社 CaSaDoリアルテイ  
黒井 修司  
株式会社 FORIMO  
赤松 太陽  
山下 隼人

放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-104-260422-426186)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-221-260330-431226)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-436-260401-210926)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-550-260418-202688)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-560-260501-202340)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-664-260418-403155)  
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-778-260502-201360)